特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	子ども・子育て支援法に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、子ども・子育て支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務
②事務の概要	教育・保育給付に係る支給認定事務及び施設型給付費の支給に伴う利用者負担額の決定及び徴収 地域子ども・子育て支援事業の利用に関する事務
③システムの名称	・総合福祉WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
・総合福祉WEL+(子ども・子育	『て支援》
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表127の項
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における	担当部署 ····································
①部署	こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	こども課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		7年5月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		17年5月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 「価書又は全項目評価書において、」	及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	ウシステムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	న]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	〇]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去						
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人	手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	本人からのマイナンバー取 守してい る。	得の徹底や、信	E基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によってる4) 委託先における不正なな5) 不正な提供・移転が行る6) 情報提供ネットワークシ	はるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 マステムを通じて目的タ マステムを通じて不正ない滅失・毀損リスクへの	対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を トの入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策]
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		意した場合にのみ対象	うこととしているところ、あらかじめ番号連携 者の情報を入手できるシステムとな い。	E

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I −1−③システムの名称	・Acrocity福祉(子ども・子育て支援) ・中間サーバー	・Acrocity福祉 (子ども・子育て支援) ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	こども課長 大山 勝徳	こども課長 堀之内 博行	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1対象人数 いつの時点 の計数か	2015/9/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	の計数か	2015/9/1	2017/4/1	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属	こども課長 堀之内 博行	課長	事後	記載事項変更
令和1年6月26日	リスク対策		新様式へ変更(Ⅳリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体				評価の再実施
令和2年7月6日	I −1−③システムの名称	・Acrocity福祉(子ども・子育て支援)・中間サーバー・MICJET番号連携サーバー	総合福祉WEL+・中間サーバー・MICJET番号連携サーバー・MICJET番号連携サーバー	事後	
令和7年8月29日	I-3 法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の94の項	番号法別表127の項	事後	
令和7年8月29日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 116の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表155の項 (情報提供の根拠) なし	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ リスク対策		2項目の追加 8人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	